

第2章 計画の基本的な考え方

- 2.1 目的
- 2.2 目標
- 2.3 基本方針
- 2.4 計画期間
- 2.5 対象施設

章番号	概要
第1章 (現状と課題及び解決策)	第2期計画期間における実績を踏まえた現状と今後の課題及び解決策を整理する。
第2章 (目的、目標、基本方針)	本計画の目的、目標及び基本方針を整理するとともに、計画期間と対象施設を示す。
第3章 (事業計画立案の考え方)	事業計画立案の方針に基づく、公共建築物の竣工から再整備までの基本的な改修等の考え方を示す。
第4章 (事業計画)	具体的な各施設の事業計画(ロードマップ)を示す。
第5章 (実行性の確保策)	本計画の実行性を確保するために求められることや、今後取り組んでいく内容について示す。

第2章 計画の基本的な考え方

この章では、序章及び第1章で触れた本計画の位置付け、これまでの経過、今後の課題及びその解決の方向性を踏まえ、本計画の基本的な考え方について記載しています。

目的 目標 基本方針	目的（最終的に成し遂げようとする事柄）
	人口減少社会の中で持続可能な都市経営を実現し、 将来世代に過度な負担を先送りしないよう、 時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供する。
	目標（目的を達成するための指標）
	1. 公共建築物を適正に管理すること。 2. 公共建築物の床面積の削減や長寿命化を推進することで ライフサイクルコストの低減を図り、老朽化対策に必要な事業費を 20%※圧縮する。 ※ 今後の環境変化に応じて適宜見直しを実施
基本方針（目的を達成するための考え方や姿勢／目標を実現するための手段）	基本方針（目的を達成するための考え方や姿勢／目標を実現するための手段）
	〈基本方針1〉 複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮
	〈基本方針2〉 長寿命化の推進と適正な質の確保 〈基本方針3〉 資産の有効活用と財源の確保
計画期間	令和8（2026）年度～令和23（2041）年度〈16年間〉 〔・第3期計画期間：令和8（2026）年度～令和15（2033）年度〈8年間〉 ・第4期計画期間：令和16（2034）年度～令和23（2041）年度〈8年間〉〕 ※「総合計画」及び「総合管理計画」に合わせた期間として設定
対象施設	令和7（2025）年3月31日現在 ・施設数：117 ・延べ面積合計：約37.1万㎡

2.1 目的

目的とは「最終的に成し遂げようとする事柄」のことです。

それぞれの時代に合わせて計画の見直しなどは行っているものの、公共建築物の再生の取り組みを始めた当時から、その本質は変わっていないことから、これまでの計画を承継したものとしします。

ただし、本格的な人口減少及び少子超高齢社会を迎えた現在においては、これまで以上に施設の適正な機能の確保、配置及び効率的な管理運営の実現が必要となっていることから、文言の整理を行っています。

【目的】

人口減少社会の中で持続可能な都市経営を実現し、
将来世代に過度な負担を先送りしないよう、
時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供する。

目的におけるキーワードを整理すると以下ようになります。

この目的を達成するため、次頁以降で目標及び基本方針を定めています。

人口減少社会の中で持続可能な都市経営を実現する

公共建築物の再生の取り組みは中長期的なものであるため、将来にわたって安定的な行財政運営をできるようにする。

将来世代に過度な負担を先送りしない

人口規模に合っていない施設の総量を維持し続けた結果、将来施設を利用する市民の負担が過度にならないようにするため、公共建築物の再生の取り組みを先送りしない。

時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供する

人口減少、少子高齢化などの社会環境やニーズの変化に加え、法令等の制度改正に対応した公共サービスの提供が必要。

2.2 目標

目標とは、「目的を達成するための指標」のことを言います。

目的のキーワードに対して指標を定めると、以下のようになります。

目的のキーワード	キーワードを実現する指標
持続可能な都市経営を実現する	現存する公共建築物を適正に管理する
将来世代に過度な負担を先送りしない	老朽化対策に必要な事業費を圧縮する (床面積の削減、ライフサイクルコストの低減など)
時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供する	提供する公共サービスに適する公共建築物となるようにする

これらをまとめると、大きく2つのポイントに分かれます。

公共サービスを提供するための「器」である公共建築物を適正なものにすること

- ・現在ある器を適正に管理する。
- ・時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供できる器とする。

老朽化対策に必要な事業費を圧縮すること

- ・床面積を削減する。
- ・ライフサイクルコストを低減する。
(事後保全から予防保全とするファシリティ・マネジメントの考え方)

以上のことから、本計画の目標を以下のように設定しました。

【目標】

1. 公共建築物を適正に管理すること。
2. 公共建築物の床面積の削減や長寿命化を推進することでライフサイクルコストの低減を図り、老朽化対策に必要な事業費を20%圧縮する。

【割合については、今後の環境変化に応じて、適宜見直しを行います。】

2.3 基本方針

「方針」とは、一般的には「目的を達成するための考え方や姿勢」を示すものですが、本計画においては、「目標を実現するための手段」を含めた意味で「基本方針」として整理します。

理由としては、従前の計画における「目標を達成するための3つの手段」（総量圧縮、財源確保、長寿命化）が、実質的に「目標を実現するための7つの基本方針」を総括したものであることから、目的及び目標との関連性をわかりやすくするために整理しなおしています。

なお、計画期間における取り組みの重要度を踏まえた見直しも併せて行いました。

目的を実現するための考え方、姿勢

目的のキーワードを実現するための考え方、姿勢を整理すると以下のとおりです。

目的のキーワード	キーワードを実現する考え方、姿勢
持続可能な都市経営を実現する	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、改修する際は、その時点だけでなく、80年から100年先までの費用負担を考える必要がある。※ ・費用負担を考える際には、人口減少社会の中で負担をすることとなる将来の世代への配慮や、その時の市の財政状況への影響も考慮する。
将来世代に過度な負担を先送りしない	
時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供する	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模に合った公共建築物となるよう、総量圧縮による適正化を推進する。 ・総量圧縮のためには、今後の人口動態や市民ニーズを勘案し、いつまで、どの程度の機能と器が必要であるかという検討の期間が必要となる。 ・検討している期間においても施設の老朽化は進行し、社会環境も変化していくため、安全性の確保を前提に長寿命化を推進することで、公共建築物のライフサイクルコストの低減を図ることも重要である。 ・環境負荷の軽減やバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化などの社会環境の変化を取り入れる。

※公共建築物の維持管理費や解体費は、一般的に建設費の3～5倍程度と言われている。

目標を実現するための手段

目標を実現するための手段を整理すると以下のとおりです。

目標のポイント		実現のための手段
「器」を適正に管理する	現在ある「器」を管理する	・計画的な維持保全による安全性の確保 ・法定点検等の着実な実施
	時代に合う「器」にする	・複合化・多機能化 ・バリアフリー化、耐震化などの質の確保 ・災害時の拠点機能の強化
事業費を圧縮する	床面積を削減する	・複合化や多機能化による総量の圧縮
	ライフサイクルコストを低減する	・予防保全の実施 ・長寿命化の推進

また、目標には直接掲げていませんが、目的達成のためには財源の確保も必要不可欠であり、この点も考慮しなければなりません。

目標に付随するもの		実現のための手段
財源の確保	未利用地の有効活用	・売却、貸付の実施 ・将来への備えとして基金積み立てを実施 ・民間活力の導入

上記の考え方、姿勢、手段を踏まえ、本計画を実現可能なものとするための取り組みの重要度を考慮した結果、次頁以降のように、3つの大きな区分のもとに7つの細目として整理しました。

(1) ≪基本方針1≫ 複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮

【基本方針1】

複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮

目標に掲げた「公共建築物を適正に管理する」ということは、「現在ある器を単純に管理する」ということだけでなく、「時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供するための適正な器となるように管理していく」という意味も含んでいます。

このことに加え、人口減少や少子超高齢社会の中で適正な規模の施設を維持するためには、総量圧縮は避けては通れません。

基本方針1-1

- ・施設重視から機能優先の考え方により、公共建築物の複合化・多機能化を積極的に推進します。
- ・公共建築物が竣工から一定期間経過した段階で、存続、廃止などの今後のあり方に関する検討を行います。

総量圧縮を実現するためには、「〇〇という公共サービスを維持するにはどうすれば良いのか。」という機能優先の考え方だけでなく、「そもそも〇〇という公共サービスは今後も必要な機能なのか、必要な場合はどの程度の規模が適切なのか。」という視点も重要になります。

そのため、公共建築物が竣工から一定期間経過した段階で、機能と施設の必要性を検討することとします。

機能が必要でないと判断した場合は、建替えは行わず廃止し、機能が必要であると判断した場合でも、規模の見直しをし、周辺施設との集約化や余裕スペースの活用などにより総量圧縮を目指します。

基本方針1-2

・適正な機能をできる限り維持し、総量を圧縮することにより、公共建築物の更新等経費を削減します。

複合化・多機能化による総量圧縮を実施することで、適正な機能は維持しつつ、更新等経費を削減することを目指します。

また、施設を更新する際には、合理的かつ経済的なものとし、加えてリノベーション、スケルトンインフィルやコンバージョンの考えを取り入れていきます。

基本方針1-3

・人口動態、市民ニーズなどを勘案して、公共建築物の更新の優先順位付けを行います。
・優先順位は公共建築物につけるのではなく、機能に順位付けを行います。

第1章でも述べたように、現状のままでは事業の実施が困難であることから、実現可能なものとするためには、人口推計や市民ニーズ調査の結果などのデータを基に、更新の優先順位をつけることが必要になります。

ここで重要なことは、「優先順位は建物ではなく機能に対するものである」ということです。

(2) «基本方針2» 長寿命化の推進と適正な質の確保

【基本方針2】

長寿命化の推進と適正な質の確保

基本方針1における機能優先の考え方に基づいた総量圧縮を実現するためには一定の期間が必要ですが、その間も施設の老朽化の進行や、社会環境の変化が生じていきます。

そのため、予防保全や長寿命化などにより今ある施設を適正に管理し続けることや、時代の変化に対応した施設となるように適正な質の確保が必要になります。

基本方針2-1

- ・環境負荷低減のため、脱炭素化の取り組みとして計画的な維持保全を実施することにより、公共建築物の長寿命化を推進します。
- ・予防保全を実施することにより公共建築物のライフサイクルコストを低減します。
- ・法定点検等を着実に実施し、安全性の確保が困難な状況が確認された際には、計画の見直しを速やかに検討します。
- ・防水、外壁、設備等の耐用年数が異なるものについて、適切な時期に予防保全を実施することができるように計画に位置付けます。

必要な公共サービスの提供と施設の安全性の確保が大前提となりますが、長寿命化は建替えに比べてCO₂排出量及び事業費が抑制できることに加え、「使えるものはより長く使う」という考えにも合致しており、環境負荷低減のための脱炭素化の取り組みとして、計画的な維持保全を実施することにより長寿命化を推進するとともに、ライフサイクルコストを低減します。

また、施設の安全性を確保するため、公共建築物の劣化状況の調査や法定点検等を着実に実施し、その結果に応じて速やかに計画を見直すとともに、予防保全の観点から、防水、外壁、設備等といった1つの公共建築物の中でも改修時期の目安が他と異なる部位については、一定期間に実施する公共建築物全体の改修とは別に、部位修繕の実施を計画に位置付けます。

基本方針2-2

・バリアフリー化、耐震化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、DXの推進や既存業務の見直しなどにより、時代の変化に対応できるよう公共建築物の適正な質の確保を図ります。

時代の変化に対応した施設となるよう、バリアフリー化、耐震化、ユニバーサルデザイン化及び脱炭素化の推進といったハード面だけでなく、DXの推進や既存業務の見直しなどによりソフト面でも機能の適正な質の確保を図っていきます。

なお、令和元（2019）年末に発生し、我が国の社会に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に蔓延した際には、新たな生活様式といったものが提唱される事態にもなったことから、時代の変化とは、人口減少や少子高齢化、労務単価の上昇や資材高騰といったものだけでなく、このような生活そのものにも大きな影響を与えるような変化も含まれます。

基本方針2-3

・災害時における避難所としての機能を強化・維持します。

災害時における公共建築物の役割を果たすため、防災、災害対策の拠点としての機能を強化・維持していきます。

(3) «基本方針3» 資産の有効活用と財源の確保

【基本方針3】

資産の有効活用と財源の確保

事業実施のためには、基本方針1及び2に掲げた施設そのものに対する取り組みに加え、市が所有している資産の有効活用や財源の確保も併せて実施していくことも重要です。

基本方針3-1

- ・機能統合などにより発生した未利用地については、原則売却・貸付などによる有効活用を実施し、老朽化対策の財源として「公共施設等再生整備基金」に積み立てます。
- ・老朽化対策の財源確保策として、民間活力の活用を推進します。

機能統合や廃止などにより発生した未利用地は、原則売却や貸付を行い、今後の公共建築物の老朽化対策のために財源化して基金に積み立てます。

未利用地の活用にあたっては、まちづくりの観点からも、地域が便利になり、エリアの価値を高める利用の仕方を十分に検討し、できるだけ民間活力の導入に取り組み、有効活用していきます。

また、受益者負担の観点からの使用料の見直しや、人口減少、少子化などにより発生する余裕スペースの有効活用による財源確保を図ります。

2.4 計画期間

上位計画である「総合計画」及び「総合管理計画」と整合を図り、本計画では以下のとおり第3期及び第4期を合わせた期間を計画期間として定めます。

【計画期間】

令和8(2026)年度～令和23(2041)年度 ≪16年間≫

・第3期計画期間：令和8(2026)年度～令和15(2033)年度 ≪8年間≫

・第4期計画期間：令和16(2034)年度～令和23(2041)年度 ≪8年間≫

なお、本計画と「総合計画」及び「総合管理計画」の計画期間の関係は、図表2-1のとおりです。

図表2-1 各計画における計画期間の関係

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
総合計画	基本構想															
	前期基本計画								後期基本計画							
総合管理計画	総合管理計画 令和8(2026)年度～令和23(2041)年度															
本計画	本計画 令和8(2026)年度～令和23(2041)年度															
	第3期 令和8(2026)年度～令和15(2033)年度								第4期 令和16(2034)年度～令和23(2041)年度							

ポイント

- ・「第2次公共建築物再生計画」においては、第3期及び第4期計画期間を6年ごととしていたが、令和8(2026)年度を始期とする「総合計画」の計画期間に合わせて、本計画における第3期及び第4期計画期間は8年ごととする。
- ・社会環境の変化や事業実施状況などを考慮し、各計画期間の中間年度に事業計画の見直しを行う。

第2章 計画の基本的な考え方

2.5 対象施設

本計画の対象施設は、図表2-2のとおり令和7(2025)年3月31日現在で、117施設、総延べ面積は、約37.1万㎡となっています(除却予定施設については該当なし)。

なお、対象施設には含んでいませんが、図表2-2に記載の施設とは別に、小規模な公共建築物もあります。

図表2-2 対象施設一覧(令和7(2025)年3月31日現在)

施設分類		施設番号	施設名	所管課	施設配置		延べ面積(㎡)	
大区分	小区分				地区名称	コミュニティ		
庁舎・消防施設	庁舎	1	市役所庁舎	契約検査課	京成津田沼駅周辺地区	鷺沼・鷺沼台	18,773.60	
		2	市役所庁舎分室(サンロード津田沼)	契約検査課	京成津田沼駅周辺地区	津田沼	1,330.94	
	消防施設	3	消防本部・中央消防署	消防本部	京成津田沼駅周辺地区	鷺沼・鷺沼台	3,628.17	
		4	中央消防署谷津秦の杜出張所	消防本部	谷津駅周辺地区	谷津	668.09	
		5	中央消防署秋津出張所	消防本部	新習志野駅周辺地区	秋津・茜浜	2,714.70	
		6	東消防署	消防本部	実稲駅周辺地区	東習志野	985.20	
		7	東消防署藤崎出張所	消防本部	京成津田沼駅周辺地区	藤崎	1,605.40	
		8	消防団第1分団詰所	消防本部	谷津駅周辺地区	向山	81.54	
		9	消防団第2分団詰所	消防本部	京成津田沼駅周辺地区	津田沼	103.69	
		10	消防団第3分団詰所	消防本部	京成津田沼駅周辺地区	鷺沼・鷺沼台	64.59	
		11	消防団第4分団詰所	消防本部	京成津田沼駅周辺地区	藤崎	586.97	
		12	消防団第6分団詰所	消防本部	京成津田沼駅周辺地区	津田沼	202.32	
		13	消防団第7分団詰所	消防本部	実稲駅周辺地区	実稲・新栄	215.03	
		14	消防団第8分団詰所	消防本部	京成大久保駅周辺地区	本大久保・花咲・屋敷	89.16	
教育施設	小学校	15	津田沼小学校	教育総務課	京成津田沼駅周辺地区	津田沼	9,676.26	
		16	大久保小学校	教育総務課	京成津田沼駅周辺地区	藤崎	8,573.00	
		17	谷津小学校	教育総務課	谷津駅周辺地区	谷津	13,159.00	
		18	鷺沼小学校	教育総務課	京成津田沼駅周辺地区	鷺沼・鷺沼台	5,909.00	
		19	実稲小学校	教育総務課	実稲駅周辺地区	実稲・新栄	5,776.00	
		20	大久保東小学校	教育総務課	京成大久保駅周辺地区	大久保・泉・本大久保	6,501.00	
		21	袖ヶ浦西小学校	教育総務課	新習志野駅周辺地区	袖ヶ浦西	7,344.00	
		22	袖ヶ浦東小学校	教育総務課	新習志野駅周辺地区	袖ヶ浦東	5,817.00	
		23	東習志野小学校	教育総務課	実稲駅周辺地区	東習志野	8,010.00	
		24	屋敷小学校	教育総務課	京成大久保駅周辺地区	本大久保・花咲・屋敷	6,851.00	
		25	藤崎小学校	教育総務課	京成津田沼駅周辺地区	藤崎	5,758.00	
		26	実花小学校	教育総務課	実稲駅周辺地区	実花	5,923.00	
		27	向山小学校	教育総務課	谷津駅周辺地区	向山	7,016.00	
		28	秋津小学校	教育総務課	新習志野駅周辺地区	秋津・茜浜	7,946.00	
		29	香澄小学校	教育総務課	新習志野駅周辺地区	香澄・芝園	5,795.00	
		30	谷津南小学校	教育総務課	谷津駅周辺地区	向山	6,501.00	
		中学校	31	第一中学校	教育総務課	谷津駅周辺地区	谷津	10,446.00
			32	第二中学校	教育総務課	実稲駅周辺地区	実稲・新栄	10,628.00
			33	第三中学校	教育総務課	新習志野駅周辺地区	袖ヶ浦東	9,146.00
			34	第四中学校	教育総務課	実稲駅周辺地区	東習志野	9,108.00
			35	第五中学校	教育総務課	京成津田沼駅周辺地区	藤崎	8,816.00
			36	第六中学校	教育総務課	京成大久保駅周辺地区	本大久保・花咲・屋敷	8,626.00
			37	第七中学校	教育総務課	新習志野駅周辺地区	香澄・芝園	8,888.00
		高等学校	38	習志野高等学校	学務課	実稲駅周辺地区	実花	19,131.00
		その他教育施設	39	学校給食センター	保健体育安全課	新習志野駅周辺地区	香澄・芝園	3,579.94
			40	総合教育センター	総合教育センター	実稲駅周辺地区	東習志野	4,041.49
			41	鹿野山少年自然の家	学務課	市外	市外	2,318.00
			42	富士吉田青年の家	社会教育課	市外	市外	1,903.17

第2章 計画の基本的な考え方

施設分類		施設番号	施設名	所管課	施設配置		延べ面積 (㎡)	
大区分	小区分				地区名称	コミュニティ		
子育て支援施設	幼稚園	43	谷津幼稚園	こども政策課	谷津駅周辺地区	谷津	1,026.00	
		44	津田沼幼稚園	こども政策課	京成津田沼駅周辺地区	津田沼	1,128.00	
		45	屋敷幼稚園	こども政策課	京成大久保駅周辺地区	本大久保・花咲・屋敷	1,048.00	
	保育所	46	谷津保育所	こども政策課	谷津駅周辺地区	向山	992.91	
		47	本大久保第二保育所	こども政策課	京成大久保駅周辺地区	本大久保・花咲・屋敷	599.40	
		48	秋津保育所	こども政策課	新習志野駅周辺地区	秋津・茜浜	1,270.24	
		49	谷津南保育所	こども政策課	谷津駅周辺地区	向山	1,276.83	
	こども園	50	東習志野こども園	こども政策課	実務駅周辺地区	東習志野	2,929.42	
		51	杉の子こども園	こども政策課	京成大久保駅周辺地区	本大久保・花咲・屋敷	2,110.57	
		52	袖ヶ浦こども園	こども政策課	新習志野駅周辺地区	袖ヶ浦西	3,093.76	
		53	新習志野こども園	こども政策課	新習志野駅周辺地区	香澄・芝園	1,099.66	
		54	大久保こども園	こども政策課	京成大久保駅周辺地区	大久保・泉・本大久保	2,640.29	
		55	向山こども園	こども政策課	谷津駅周辺地区	向山	2,084.41	
		56	藤崎こども園	こども政策課	京成津田沼駅周辺地区	藤崎	2,085.90	
	こどもセンター	57	習志野市こどもセンター	子育てサービス課	京成津田沼駅周辺地区	鷺沼・鷺沼台	190.92	
	放課後児童会	58	鷺沼第一児童会	児童育成課	京成津田沼駅周辺地区	鷺沼・鷺沼台	149.22	
		59	鷺沼第二児童会	児童育成課	京成津田沼駅周辺地区	鷺沼・鷺沼台	91.07	
		60	鷺沼第三児童会	児童育成課	京成津田沼駅周辺地区	鷺沼・鷺沼台	199.42	
		61	藤崎第一・第二児童会	児童育成課	京成津田沼駅周辺地区	藤崎	284.60	
		62	谷津南第一児童会	児童育成課	谷津駅周辺地区	向山	94.00	
		63	谷津南第二・第三児童会	児童育成課	谷津駅周辺地区	向山	341.19	
		64	谷津南第四児童会	児童育成課	谷津駅周辺地区	向山	297.95	
	児童発達支援センター	65	総合福祉センター I期棟(あじさい療育支援センター)	こども保育課	新習志野駅周辺地区	秋津・茜浜	1,481.20	
	生涯学習施設	公民館・ホール	66	菊田公民館	社会教育課	京成津田沼駅周辺地区	津田沼	1,491.54
			67	中央公民館(北館)	社会教育課	京成大久保駅周辺地区	本大久保・花咲・屋敷	2,175.61
			68	中央公民館(南館)	社会教育課	京成大久保駅周辺地区	本大久保・花咲・屋敷	1,690.74
69			実花公民館	社会教育課	実務駅周辺地区	実花	581.90	
70			袖ヶ浦公民館	社会教育課	新習志野駅周辺地区	袖ヶ浦西	1,210.72	
71			谷津公民館	社会教育課	谷津駅周辺地区	向山	1,022.83	
72			新習志野公民館	社会教育課	新習志野駅周辺地区	秋津・茜浜	1,063.23	
73			市民ホール	社会教育課	京成大久保駅周辺地区	本大久保・花咲・屋敷	703.88	
74			習志野文化ホール	総合政策課	谷津駅周辺地区	谷津	6,921.94	
図書館			75	谷津図書館	社会教育課	谷津駅周辺地区	谷津	976.19
		76	東習志野図書館	社会教育課	実務駅周辺地区	東習志野	410.64	
		77	中央図書館	社会教育課	京成大久保駅周辺地区	本大久保・花咲・屋敷	1,986.86	
		78	新習志野図書館	社会教育課	新習志野駅周辺地区	秋津・茜浜	767.91	
自治振興施設		自治振興施設	79	東習志野コミュニティセンター	協働政策課	実務駅周辺地区	東習志野	1,056.78
	80		谷津コミュニティセンター	協働政策課	谷津駅周辺地区	谷津	888.77	
	81		実務コミュニティホール	協働政策課	実務駅周辺地区	実務・新栄	746.14	
保健・福祉施設	保健・福祉施設	82	総合福祉センター II期棟(さくらの家・いずみの家)	高齢者支援課	新習志野駅周辺地区	秋津・茜浜	3,080.03	
		83	総合福祉センター III期棟(花の実園)	障がい福祉課	新習志野駅周辺地区	秋津・茜浜	1,937.06	
		84	東部保健福祉センター	高齢者支援課	京成大久保駅周辺地区	本大久保・花咲・屋敷	3,331.22	
		85	養護老人ホーム白鷺園	高齢者支援課	京成津田沼駅周辺地区	鷺沼・鷺沼台	2,275.82	
		86	鷺沼霊堂	健康福祉政策課	京成津田沼駅周辺地区	鷺沼・鷺沼台	989.05	
		87	海浜霊園	健康福祉政策課	新習志野駅周辺地区	香澄・芝園	489.28	
スポーツ施設	スポーツ施設	88	海浜霊園(合葬式墓地)	健康福祉政策課	新習志野駅周辺地区	香澄・芝園	167.56	
		89	暁風館	生涯スポーツ課	新習志野駅周辺地区	袖ヶ浦東	544.90	
		90	袖ヶ浦体育館	生涯スポーツ課	新習志野駅周辺地区	袖ヶ浦東	2,408.52	
		91	東部体育館	生涯スポーツ課	実務駅周辺地区	東習志野	2,911.87	
		92	中央公園体育館	社会教育課	京成大久保駅周辺地区	本大久保・花咲・屋敷	780.91	
		93	秋津サッカー場	生涯スポーツ課	新習志野駅周辺地区	秋津・茜浜	3,256.84	
		94	秋津野球場	生涯スポーツ課	新習志野駅周辺地区	秋津・茜浜	3,509.61	
		95	実務テニスコート	生涯スポーツ課	実務駅周辺地区	実務・新栄	171.76	
		96	秋津テニスコート	生涯スポーツ課	新習志野駅周辺地区	秋津・茜浜	218.38	
		97	芝園テニスコート・フットサル場	生涯スポーツ課	新習志野駅周辺地区	香澄・芝園	92.75	

第2章 計画の基本的な考え方

施設分類		施設番号	施設名	所管課	施設配置		延べ面積 (㎡)
大区分	小区分				地区名称	コミュニティ	
公園施設	公園施設	98	谷津千湯自然観察センター	環境政策課	新習志野駅周辺地区	秋津・茜浜	2,118.20
		99	習志野緑地管理棟	公園緑地課	新習志野駅周辺地区	秋津・茜浜	255.90
		100	香澄公園管理棟	公園緑地課	新習志野駅周辺地区	香澄・芝園	71.50
		101	谷津バラ園管理棟	公園緑地課	谷津駅周辺地区	向山	135.52
市営住宅	市営住宅	102	鷺沼団地	住宅課	京成津田沼駅周辺地区	鷺沼・鷺沼台	1,297.59
		103	鷺沼台団地	住宅課	京成津田沼駅周辺地区	鷺沼・鷺沼台	2,180.04
		104	泉団地	住宅課	京成大久保駅周辺地区	大久保・泉・本大久保	6,398.87
		105	東習志野団地	住宅課	実籾駅周辺地区	東習志野	4,677.18
		106	香澄団地	住宅課	新習志野駅周辺地区	香澄・芝園	10,536.46
		107	屋敷団地	住宅課	京成大久保駅周辺地区	本大久保・花咲・屋敷	3,969.67
その他	その他	108	グリーンセンター業務課棟	グリーン推進課	新習志野駅周辺地区	香澄・芝園	898.48
		109	JR津田沼駅北口自転車等駐車場	防犯安全課	京成津田沼駅周辺地区	津田沼	(建替中)
		110	JR新習志野駅前自転車等駐車場	防犯安全課	新習志野駅周辺地区	秋津・茜浜	2,843.92
		111	京成津田沼駅南口自転車等駐車場	防犯安全課	京成津田沼駅周辺地区	津田沼	1,847.70
		112	JR津田沼駅南口自転車等駐車場	防犯安全課	谷津駅周辺地区	谷津	960.00
		113	京成実籾駅自転車等駐車場	防犯安全課	実籾駅周辺地区	実籾・新栄	1,404.26
		114	JR津田沼駅南口第二自転車等駐車場	防犯安全課	谷津駅周辺地区	谷津	3,988.26
		115	ブラッツ習志野駐車場	社会教育課	京成大久保駅周辺地区	本大久保・花咲・屋敷	1,836.00
		116	習志野厩舎	資産管理課	谷津駅周辺地区	向山	3,231.45
		117	旧国民宿舎しおさい	資産管理課	市外	市外	2,161.92

【補足】

- ・本図表は令和7(2025)年3月31日現在のものであるため、施設名及び所管課などの各項目の記載内容は今後変更となることがある。
- ・放課後児童会については、棟として独立しているもののみ記載しており、小学校の校舎や幼稚園の園舎に併設されているものはそれぞれの施設の延べ面積に含んでいる。

